

2026年5月27日

お客さま各位

株式会社 徳島大正銀行

## 投資信託に関する郵便物不着時のお取引制限のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当行では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」ならびに当行の規定に基づき、お客さまにお送りした郵便物が住所不明等で郵便返戻となった場合、「新住所」への変更手続きが完了するまで以下のお取引を制限させていただきます。

また、現時点において既に郵便返戻となり住所不明となっているお客さまについても同様に  
お取引を制限させていただきます。

当行にお届けの住所が現在の住所と相違しているお客さまは、すみやかに住所変更手続きをお願いいたします。

### 記

#### 1. 制限対象

当行窓口および投信 Net で行う以下のお取引

- (1) 投資信託の購入・解約

※すでにご契約いただいている積立投信の毎月の購入分も対象となります。

- (2) 積立投信の新規契約・変更・廃止
- (3) N I S Aのお申込み
- (4) 保険の受付

#### 2. 実施日

2026年8月25日(火)

#### 3. ご留意事項

郵便物は、郵便の諸事情等から誤って「住所不明扱い」等で返戻される可能性がございます。当行にお届けいただいている住所に変更がないにも関わらず投資信託のお取引が制限されたお客さまは、たいへんお手数ですが投資信託のお取引店までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

以上